2B10

著作権侵害に対する制裁の相当性 (筑波大学人文社会系) 星野豊

The Equivalence of Sanctions against Copyright Infringement Tsukuba University, Faculty of Humanities and Social Science; Yutaka HOSHISNO

著作権法違反 制裁 相当性 懲戒免職処分

著作権侵害が行われた場合、著作権者の保護と共に考える必要があるのが、侵害者に対してどの程度の法律的社会的制裁を課すべきかである。侵害者に対する制裁が重ければ重い程、著作権侵害自体が行われなくなって著作権者の保護は図られる筈であるが、著作権者に対する賠償が侵害者から行われた場合に制裁の程度を軽くすることで、侵害者による任意の賠償の支払を促進することも有益である可能性がある。

本発表では、公立学校の教員が他人の著作物を違法コピーしてインターネット販売したために懲戒免職処分が課されたことの相当性が争われた裁判例である、札幌地判平成28年6月14日平成27年(行ウ)16号及び札幌高判平成28年11月18日平成28年(行コ)20号を題材とし、著作権侵害に対する制裁の相当性について考えてみる。

## 1 事案の概要

原告 X は、被告地方自治体 Y に任用され、A 市の設置管理する公立中学校で音楽を担当する教員であり、本件発生当時の勤務歴は約25年に達していた。

Xは、平成23年12月末頃から平成24年10月半ばにかけて、B社が著作権を有する市価約8万円の音楽ソフトを自宅で違法にコピーしたうえで、インターネット上で1セット5000円の価格で約60本を不特定多数の者に販売し、対価を生活費等に充てていた(以下、「本件違反行為」という)。平成24年10月末頃、Xは、警察から本件違反行為について事情聴取及び家宅捜索を受けたが、B社に対して直ちに謝罪するとともに販売数量に相当する市価の約半額(約170万円)を賠償した結果、B社からの宥恕の上申書を得、逮捕も起訴もされることはなかった。

A市及びYは、Xが勤務する学校の管理職から、前記事情聴取及び家宅捜索を受けた直後に、自らXを事情聴取し、あるいは本件違反行為に関する報告を受けていたが、YがXに対して本件違反行為が信用失墜行為に当たるとして懲戒免職処分を下したのは、報告を受けてから約半年経った平成25年3月であり、それまでXは従前どおり授業等の担当を行っていた。なお、Yの規則によると、窃盗については懲戒免職処分とする旨が規定されていたが、著作権法違反に対しては明文の規定がなかった。但し、その直近の時期に著作権法違反行為に対する罰則が窃盗罪と同程度に引き上げられ、その説明として、著作権法違反についてはいわゆる「情報の窃盗」と考えるべきであるとの議論が、著作権問題の専門家によって展開されていた。

本件は、Xが、本件懲戒免職処分及びそれに伴う退職金不支給処分がYによる裁量権の濫用であり、両処分が無効であるとして提訴したものである。

## 2 第一審判決 Xの請求棄却。

「ア 教員は高い倫理と廉潔性が求められるということができるのであり、本件非違行為 は極めて重大な非違行為であるということもできること、イー本件非違行為は懲戒処分の指 針にいう窃盗と類似するということもできるのであり、本件非違行為の量定に当たり懲戒処 分の指針の窃盗の項目の量定を参照することもできること、ウ 本件非違行為がされたこと によって、インターネットのオークションに参加する公衆のプログラムの著作物に係る著作 権に対する規範意識に重大な悪影響を及ぼしたと認めることができるのであり、本件非違行 為の態様は悪質であるということもできること、エ Xは、当初は、興味本位で、インター ネットのオークションサイトに本件ソフトウエアを出品したものの、その後は、生活費の不 足分等を稼ぐという利欲目的から、本件ソフトウエアをB社に無断で複製し、これを販売す るという行為を繰り返していたものであるところ、その利欲目的は相当に強固なものであっ たと認めることができるのであり、本件非違行為の動機は悪質であるということもできるこ と、オ B社や正規の販売業者に生じた売上げの減少は相当額に及ぶと認めることができる のであり、Xが不正に得た利益も必ずしも少額ではないから、本件非違行為の結果は相当に 重大であるということもできること、カー本件非違行為がされたことによって、インターネ ットのオークションに参加する公衆のプログラムの著作物に係る著作権に対する規範意識に 重大な悪影響を及ぼしたと認めることができること.....、また、Xが本件非違行為をしたこ とによって、Yの教育公務員が遂行する地方教育行政に係る職務に対し、児童生徒やその保 護者、地域社会を初めとする社会全体が有する信頼が著しく低下したと認めることができる のであって、本件非違行為の影響は重大であるということもできることを併せて考えると、 キ Xの本件非違行為の前後の態度には酌むべき点が少なからずあること、ク Xは本件免 職処分以外の懲戒歴を有しないことに加えて、ケー本件免職処分がXの教員たる地位を失わ せるという重大な結果を招来することをも斟酌しても、処分行政庁が、これらの事情を総合 的に考慮し、その裁量的判断によって、Xに対し、懲戒処分としての免職の処分(本件免職 処分)をしたことについて、それが社会観念上著しく妥当を欠くということまではできない」。

# 3 控訴審判決 原判決取消。懲戒免職処分及び退職金不支給処分取消。

「窃盗は、行為の反道義性、反社会性が国民一般に認識されている最も典型的、古典的な自然犯であるのに対し、本件非違行為は、産業政策的な目的で保護されているソフトウエアに対する侵害行為であることからすると、その性質は大きく異なっているというべきである。すなわち、ソフトウエア(プログラム)についての著作権法違反の罪は、いわゆる法定犯として、著作権法において、産業政策的な目的から、保護すべき著作権の内容や範囲及び著作権侵害となる行為が規定されており、著作権法の保護の対象となったのも昭和60年の改正法によってであり、その内容は今後も変更されることが予想されるものである。背景にはデジタル技術の発展による複製の容易化とインターネットの普及があるが、後者にはネットにおける自由を求める運動もある。また、ソフトウエアの使用は、通常、複製作業を伴うものであり、複製物の所有者は同法47条の3の定める範囲で適法に複製することもできる。違法コピーの存在は、かねてからの社会問題であるが、ソフトウエアの提供者において、市場占有率の確保などのためにコピーを許容している場合もある。このような性質の違いから、一般

に、行為者にとって、ソフトウエアの違法コピーは、窃盗とは罪悪感に質的相違があると考えられ、また、社会的非難の質と程度にも大きな相違があると考えられる。」「なお、Yは、法定刑を量定の基準とすることを前提に、窃盗罪と著作権法違反の罪の量刑は近似している旨主張する。しかし、著作権法違反の罪の法定刑が、平成 18 年改正により、それ以前の「5年以下の懲役及び 500 万円以下の罰金」から「10 年以下の懲役及び 1000 万円以下の罰金」と大幅に引き上げられたのは、著作権法違反の罪の中には、暴力団絡みの組織的な犯罪等、極めて悪質なものがあることを念頭になされた政策的なものであると考えられるが、このような重罰化が適切かどうかについては批判もある。そうすると、窃盗罪と著作権法違反の罪の法定刑が近似していることを理由に、窃盗の量定を参考にして著作権法違反の量定を行うのは相当でない。」

「①本件非違行為の手口は稚拙であり、比較的簡便に行うことができるものであること等、 その性質及び態様において極めて重大な非違行為であるとまではいえないこと、②本件非違 行為の生活費の不足等を稼ぐという動機をもって、極めて悪質であるとまではいえないこと、 ③ Xの得た30万円という利益は多額とまではいえないこと、及び、逮捕もされず、Xが被害 者であるB社との間で示談をし、示談金の全てを支払い、B社が宥恕の意思を表明し、犯罪 として起訴されるには至らなかったことからすると、本件非違行為の結果を重大であるとま でいうことはできないこと、本件非違行為は職務外の行為であり、Xが本件非違行為をした ことによって、Yの教育公務員が遂行する地方教育行政に係る職務に対し、児童生徒やその 保護者、地域社会を初めとする社会全体が有する信頼が著しく低下したとまで認めることは できず、本件非違行為のその点での影響は重大であるとはいえないこと、④Xの本件非違行 為の前の勤務の状況は良好なものであり、Xには相当な勤続の功労があったということがで きること、Xが本件非違行為をしたことを発覚後直ちに認め、真摯に反省し、被害弁済に努 め、自暴自棄な態度に陥ることはなく、校長の依頼に応じて従前どおり勤務を継続していた こと、⑤Xにはこれまで懲戒処分歴がないことに加え、⑥本件免職処分がXの教員たる地位 を失わせるという重大な結果を招くことをも併せ考慮すると、本件免職処分は、社会観念上 著しく妥当性を欠き、Y教委がその裁量権の範囲を逸脱したものというべき」であって取り 消されるべきであり、退職金不支給処分も同様である。

#### 4 本件事案の検討

本件は、処分基準中に明記されていなかった著作権法違反行為に対して、明文の規定がある窃盗と実質的に類似しているという考慮に基づいて下された処分の妥当性が、解釈上問題とされた事案である。本件に限らず、処分の対象となる違反行為については、現実に問題が発生するごとに別項として追加されていく傾向が否定できず、かつ、処分の目的が刑罰と若干異なり、教育者としての資質あるいは児童生徒に対する教育上の支障となるか否かによって処分の軽重が判断されるべきものであるため、単に罰則上の最高刑の比較だけでは、処分の妥当性を検証することは難しい。

そこで、本件の事情に即して若干検討してみると、まず、本件違反行為は、Xの専門とする音楽関係での違反行為であり、現にX自身、生徒に対して著作権法の遵守を教えるべき立場にあったわけであるから、通常よりも重い処分が下される可能性は、

否定できないように思われる。しかしながら、同時にXは、発覚後直ちに著作権者に対して謝罪し、賠償金全額を支払って著作権者からの宥恕を得たことによって、結果的に逮捕も起訴もされなかったわけであり、この点をXに有利に評価すべきか否かについては、判断が分かれうるところである。すなわち、著作権法が著作権者の経済的利益を保護しているとの観点からすれば、賠償が適切に行われたことを加害者に有利に評価することによって著作権者への賠償金支払が促進され、実質的に著作権者の保護に資する、との見解が成り立つ一方で、現実に発覚する著作権法違反行為はごくわずかである以上、賠償金の支払の有無にかかわらず、発覚していない違反者や違反をしようとする者に対する警告のためにも厳格な処分を下すべきであるとの見解も成り立つわけであり、この点については今後も議論が必要である。

本件控訴審判決に対して、Yは上告及び上告受理申立を行ったが、最高裁は上告棄却・上告不受理の決定をし(最決平成29年6月13日平成29年(行ツ)100号、平成29年(行ヒ)102号)、控訴審の判断が確定した。なお、Xについては、改めてY教委により停職6か月の処分が下されている(北海道教育委員会「学校職員の懲戒処分について」平成29年8月9日付第1項)。

# 5 著作権法違反に対する制裁の相当性

前記のとおり、本発表で検討した事案は事例判断の1つに過ぎず、これだけから一般論を展開することはやや困難であるが、いわば両極に位置する第一審と控訴審との判断から考察すると、次のことは将来検討の必要性が高いように思われる。

第1に、著作権法の目的について、どの部分に最も重要な意味を持たせることが妥当であるかについて、改めて議論することが必要である。その際、著作権者の「保護」されるべき「利益」とは何かについて、場合によっては状況ごとに検討を加えたうえで、侵害者からの損害賠償を以て全部または一部が充たされるものと考えるべきか、かかる「賠償」として「実損」とすべきかそれとも「懲罰的」なものを導入すべきかについて、議論を深めていくべきである。

第2に、侵害者の属性や立場を、制裁の基準としてどこまで考慮すべきかについても、検討を行うことが必要である。この点については、侵害者に対する制裁としての部分を強調するのであれば当然に侵害者の属性や立場を考慮すべきこととなるし、著作権者の利益保護を中心に考えるのであれば、むしろ著作権者と侵害者との従前の関係性をも考慮して、侵害者の属性や立場を考慮すべきか否かを判断することとなる。

第3に、制裁相互間の関係をどのように考えるべきかについても、将来は問題となる可能性があるように思われる。すなわち、現時点では、刑罰と行政処分等とは別個独立に行われており、それぞれ目的が異なるためと説明されているが、侵害者に与えられるべき不利益と著作権者の保護態様との関係によっては、異なる目的に基づいて行われる制裁相互間における均衡に加えて、全体としての制裁による不利益の相当性を考慮する余地が、場合によっては生ずるかもしれないわけであり、具体的な事案が発生する前に、理論的に検討しておくことが必要かつ有益であるように思われる。